

短期給付の給付メニュー (平成27年度版)

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」(公立学校共済組合独自)があります。

※短期給付には、組合員証等を提示して医療機関で受診した場合の自動給付(請求不要)と請求手続きが必要な給付があります。(給付事由が生じた日から2年間で時効)

※給付金請求は、毎月10日締め、翌月10日(金融機関が休みの場合は翌日)に共済組合登録口座に送金します。(書類が完備されている場合に限る)

※請求手続等は、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ <http://www.kouritu-wakayama.jp/> を活用してください。(わからない場合、まずは所属所の事務担当者に尋ねてください)

自動給付

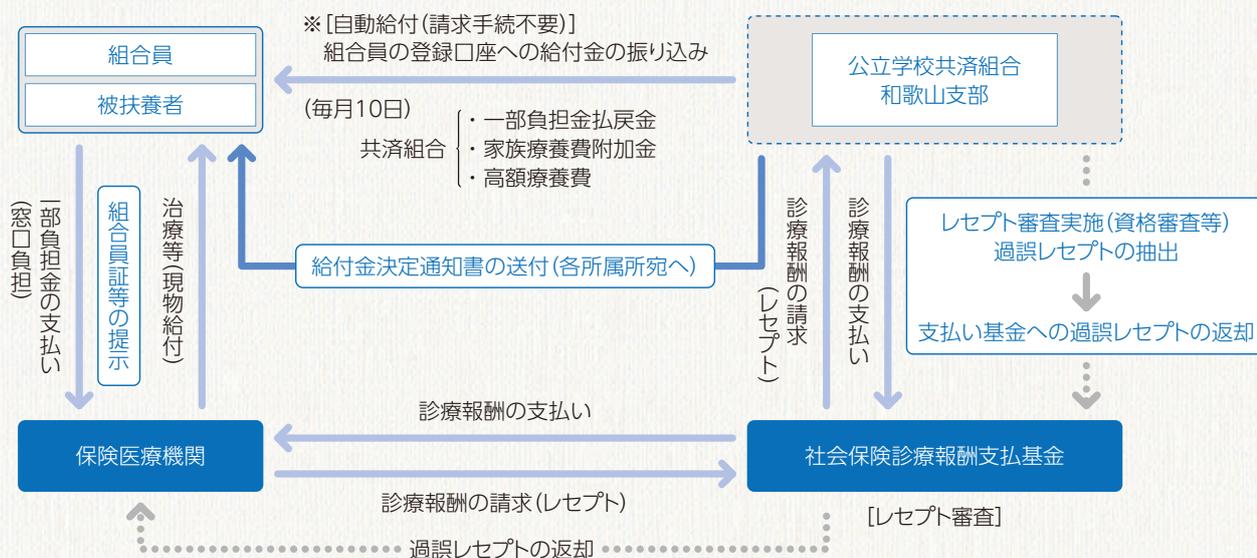
給付事由	給付条件	給付名称										
組合員の病気や負傷	組合員が医療機関で診療を受けたとき	療養の給付										
	組合員が入院時に食事療養を受けたとき	入院時食事療養費										
	65歳以上の組合員が、入院時に生活療養を受けたとき	入院時生活療養費										
	組合員が評価療養(先進医療、医薬品の治験にかかる診療等)または選定療養(予約診療、時間外診療等)を受けたとき	保険外併用療養費										
	組合員が指定訪問看護事業者から、指定訪問看護を受けたとき	訪問看護療養費										
	組合員が医療機関で診療を受けた場合に、保険適用の自己負担金(医療費の3割)が25,000円(給料月額が424,000円以上の者は50,000円)を超えているとき	一部負担金払戻金										
被扶養者の病気や負傷	組合員における「療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に相当する給付	家族療養費										
	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	家族訪問看護療養費(同附加金)										
	被扶養者が医療機関で診療を受けた場合に保険適用の自己負担金(医療費の2割もしくは3割)が25,000円(給料月額が424,000円以上の者は50,000円)を超えているとき	家族療養費附加金										
組合員及び被扶養者の高額療養費	○70歳未満の場合 医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給	高額療養費										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>高額医療費算出基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66万4千円以上(特別職 83万円以上)</td> <td>252,600円+(医療費-842,000)×1%【多数回該当 140,100円】</td> </tr> <tr> <td>42万4千円以上 66万4千円未満(特別職 53万円以上83万円未満)</td> <td>167,400円+(医療費-558,000)×1%【多数回該当 93,000円】</td> </tr> <tr> <td>22万4千円以上 42万4千円未満(特別職 28万円以上53万円未満)</td> <td>80,100円+(医療費-267,000)×1%【多数回該当 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>22万4千円未満(特別職 28万円未満)</td> <td>57,600円【44,400円】</td> </tr> </tbody> </table>	給料月額	高額医療費算出基準額	66万4千円以上(特別職 83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【多数回該当 140,100円】	42万4千円以上 66万4千円未満(特別職 53万円以上83万円未満)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【多数回該当 93,000円】	22万4千円以上 42万4千円未満(特別職 28万円以上53万円未満)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【多数回該当 44,400円】	22万4千円未満(特別職 28万円未満)	57,600円【44,400円】
	給料月額	高額医療費算出基準額										
	66万4千円以上(特別職 83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【多数回該当 140,100円】										
	42万4千円以上 66万4千円未満(特別職 53万円以上83万円未満)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【多数回該当 93,000円】										
22万4千円以上 42万4千円未満(特別職 28万円以上53万円未満)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【多数回該当 44,400円】											
22万4千円未満(特別職 28万円未満)	57,600円【44,400円】											

請求の必要な給付

給付事由	給付条件	給付名称
治療用装具等を購入したとき等	(1) 組合員がやむをえない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき (2) 制度的に組合員証が使用できないもののうち医師が治療上必要と認めたもの ・コルセットなどの治療用装具 ・看護およびはり、きゅう、あんま、マッサージ等	療養費 家族療養費
	組合員が医療機関の診療を受けるため、病院または診療所に移送され、共済組合が必要と認めたとき	移送費 家族移送費

出産により休業	組合員が出産したとき(双生児以上を出産した場合には、その産児ごとに給付) 死産、流産(妊娠85日以上)も対象 ※ただし、胎児が4ヶ月以上の場合	出産費 (同附加金)
	被扶養者が出産したとき(その他の条件は、「出産費」と同様)	家族出産費 (同附加金)
給付条件による事項	組合員が出産し、出産の日以前42日、出産の日後56日以内において勤務に服することができない場合 で、その給料の全部または一部が支給されないとき	出産手当金
	組合員が公務によらない病気または負傷により勤務できなくなり、給料の全部または一部が支給され ないとき	傷病手当金 (同附加金)
	組合員が被扶養者等の病気または負傷、配偶者の出産、組合員または被扶養者の不慮の事故等により 欠勤し、給料が支給されないとき	休業手当金
	組合員が育児休業により、勤務に服さなかったとき (※総務省令に該当する場合は、最長1年6月まで支給期間が延長されます。)	育児休業 手当金
	組合員が配偶者、父母、子等を介護するため休業したとき	介護休業
	組合員が公務外で死亡したとき	埋葬料
	被扶養者が死亡したとき	家族埋葬料
	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	弔慰金
	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき	家族弔慰金
	組合員が現に居住している住居または家財が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき ※現地調査を要しますので、該当事由が生じた場合は、必ず共済組合へ連絡してください。	災 害
[埋葬料]、「出産費」を参照	退職後の給付 ※附加金はありません	

自動給付の流れ



(注) 治療を受けてから組合員の登録口座に給付金が振り込まれるまでに最低3~4か月はかかります。